主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人代表者吉武堯雨の上告理由第一、二点は、独自の見解をもつて、原審の事実認定および法律上の判断を非難するものであり、同第三点は、上告人が原審で主張しなかつたところを前提とし、原審の裁量に属する証拠の取捨判断を争うものに帰し、採用し難い。

上告代理人今福朝次郎、同佐藤安哉の上告理由第四点は、原審の事実認定を非難するか、原判示にそわない事実を前提とする独自の見解に帰し、同第五点は証拠の取捨判断を争い、同第六点は独自の見解であり、同第七点は認定非難であつて、いずれも採用し難い。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	田	八		郎
裁判官	池	田			克
裁判官	河	村	大		助
裁判官	奥	野	健		_
裁判官	Ш	Ħ	作	Ż	助